

広島県告示第四百五十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、広島港に係る港湾隣接地域の変更に關する公聴会を次のとおり開催する。

平成十九年四月十二日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 期日

平成十九年四月十九日午後二時

二 場所

広島市南区宇品海岸二丁目二三番五三号

広島県広島港湾振興局大会議室

三 変更しようとする地域

広島港坂地区（その三）

安芸郡坂町横浜東一丁目一〇六七九番二五号及び植田一丁目八五五番九号の一部